協働のまちづくり市民会議会議録

勝 関 の ま ら つ く り 巾 氏 会 議 会 議 録		
会議名称	第1回山口市協働のまちづくり市民会議	
開催日時	平成19年7月19日(木曜日) 午後6時30分~午後9時10分	
開催場所	山口総合支所3階 第10・11会議室	
公開・部分	 公開	
公開の区分	A)II	
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、清水春治委員、加藤結花委員、	
	國吉正和委員、久保田美代委員、藏本信江委員、曽田元子委員、豊川智恵委員、	
	中村保男委員、中山美穂子委員、西村美紀委員、西村律子委員、原田章子委員、	
	原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、益田徳子委員、山根伊都子委員、	
	山本貴広委員、山本豊委員、若﨑啓一委員(23人)	
	渡辺純忠市長	
欠席者	井出崎小百合委員 (1人)	
事務局	上野自治振興部長、藤井自治振興部理事、安光協働推進課長、三戸副参事、塩見室長補	
	佐、井上主幹、山田主幹、豊田主任主事(8人)	
議題等	1 市長あいさつ	
	2 委嘱状交付式	
	3 市長講話	
	4 議題	
	(1)委員紹介	
	(2)会長・副会長選出	
	(3) (仮称) 山口市まちづくり基本条例について	
	(4)市民会議の運営方法等について	
	(5) 次回の開催について	
	(6) その他	
内容	<事務局>	
	皆さん、こんばんは。	
	本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。	
	本日の会議の方は、今日、井出崎委員さんが、御欠席ということでございまして、皆	
	さんお集まりのようなので、若干定刻より少し過ぎましたが、第1回山口市協働のまち	
	づくり市民会議を開催させていただきます。	
	私は、自治振興部 協働推進課の山田と申します。よろしくお願いいたします。	
	本来、この市民会議は、会長さんに進行をしていただくことになっておりますが、本	
	日は最初の市民会議ということで、会長さんがまだ決まっておりませんので、会長さん	
	をお決めいただくまでの間は、私の方で次第に従いまして、進行させていただきます。	
	どうぞよろしくお願いいたします。それでは大変失礼ですが座って進めさせて頂きます。	
	それでは、山口市長 渡辺純忠が、御挨拶を申し上げます。	

【1 市長あいさつ】

<渡辺市長>

どうも皆さんこんばんは。「こんにちは」というより「こんばんは」という会議になりまして、申し訳ございません。第1回山口市協働のまちづくり市民会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、本当にお忙しい中を、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このような公募委員の皆様を中心としました、また女性の方もたくさん加わっていただいております市民会議は、本市といたしましても初めてでございまして、第1回目の会議を迎えることができ、大変うれしく思っております。

さて、本市を取り巻く社会経済情勢は、御案内のように少子・高齢化の進展などにより、急速に変化いたしており、新たな社会的課題や地域課題への対応が広く求められてきております。

また、地方分権の進展により、地方自治は、今、転換期を迎え、戦後確立された現在の地方自治の仕組みそのものも大きく変わろうとしております。

この様な背景のもと、私はこれからのまちづくりを推進するうえでの基本的なルールとなります(仮称)山口市まちづくり基本条例の具体的な内容を、私ども行政の主導ではなく、この市民会議の皆様方を中心に条例の方向性を含めまして、議論していただきたいと思っています。また、その議論の過程自体も、本市の大切な住民自治の財産になるものと思っているところでございます。

市民会議の委員の皆様には、これから約1年半にわたる御検討をお願いすることになりますが、山口市のまちづくりにおいて、今、何が必要であるのか、また、まちづくりの様々な主体がどのような役割を担い、ともに協力しながら、どのように関わっていくのかということを十分に御議論いただき、条例の一つひとつの条文に皆様方の思いを込めていただきたいと期待をいたしております。

終わりになりましたが、この市民会議において活発な議論が行われ、多くの市民の皆様にも関わっていただき、幅広い議論となることを期待いたしまして、簡単ですが、開催の挨拶とさせていただきます。どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

【2 委嘱状交付式】

<事務局>

それでは続きまして、委員の皆様に委嘱状を交付させていただきます。

市長が、皆様のお席の前に参りまして、委嘱状をお渡しいたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場に御起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。

过正二様、坂本俊彦様、清水春治様、渡辺洋子様、加藤結花様、國吉正和様、久保田 美代様、藏本信江様、曽田元子様、豊川智恵様、中村保男様、中山美穂子 様、西村美 紀様、西村律子様、原田章子様、原田雅代様、平井多美子様、福田嘉夫様、益田徳子様、 山根伊都子様、山本貴広様、山本豊様、若﨑啓一様 以上をもちまして、委嘱状の交付式を終わります。

【3 市長講話】

<事務局>

続きまして、市長の講話でございますが、準備の都合がございますので、若干お時間 を頂ければと思います。

それでは市長さん、講話をお願いいたします。

<渡辺市長>

早速ではございますが、少しお話をさせていただきます。

まちづくり市民会議の検討・審議に先立ちまして、少し時間をいただいて、なぜ、まちづくり条例あるいは住民自治条例、こういったものを必要とするかについて、少し私なりの所見を述べさせていただきます。なお、今から申し上げますことは、国等の公式的な見解であるとか、あるいは学問的な根拠によるそういったものではなくて、私の今までの行政経験と言いますか、そういったことの中での思いであることを御了承賜りたいと思います。

住民を主人公といたします住民自治に係る条例が、今、なぜ必要になったかということでございますけれども、私はこれには大きく分けて2つの側面があると考えております。

まず1つには、いわゆる経済成長がストップした。そして、低成長あるいはマイナス成長、そういった段階を迎えた。さらに、人口も増加から減少へといった時期を迎えた。 これが1つの大きな要因であろうと思います。

そして、2つ目には、住民の生活が多様化し、行政サービスの需要が拡大化し続け、 なお拡大していくだろうといった側面がございます。

この2つの側面が、今、このような住民自治条例を必要とする、そのようなことになってきたのだと私は考えております。

経済成長がストップし人口が減少することは、どのような事態を引き起こしているのかということですが、経済・人口が増加状況にある右肩上がりの状況のときには、国・地方ともに税収も毎年伸びていくわけでございます。そして、行政に携わる公務員も、一定割合をキープしながら増加していくことになります。しかしながら、人口が減少し、この一定割合をキープしますと、公務員の数も減っていかなければいけません。労働人口だけで見ても、そのようなことが言えるわけです。

そして、税収というものが、国・地方とも伸びないといった時代を迎えております。 税収が伸びなくても健全な財政が維持されていたら、まだもっと展開はあると思います が、今まで、公共投資優先の行政を繰り返してまいりまして、多大な借金財政を抱えて おります。国と地方を合わせますと、700 兆円とも 800 兆円とも言われるような借金財 政を抱えております。こうしたことも非常に厳しい状況にございます。 そうしたことで、国は今、小さな政府を望んでおるというのは、小さな政府にしたいからではなくて、ならざるを得ないわけです。国は、税収が上がらず、財源がない。そうなりますと、どうしても小さな政府にならざるを得ない訳です。

こうしたことから、国はどのような政策をとっているかと言いますと、地方へ事務を移行し、地方分権型社会に向けていくということです。我々としては、歓迎すべき話ではあります。しかし、本当に地方分権型社会に向かっていこうという精神であったかというと、私はそうではなく、税収もストップし、経済もマイナス要因になり、そして、人口も減少する。そうしたことから、必然的に地方分権型社会へ、国の方は歩まざるを得なかったと思っております。きめ細かな、地域・地域の特性にあった行政サービスを展開できますので、これは結果としては望ましいことだと思います。

地方分権型社会への移行は、10年くらい前からです。右肩下がりの経済状況になった 時代からです。地方分権一括法ができて、国から地方公共団体へ行政事務が移譲されて きております。

そうした中で非常に問題となっておりますのは、地方へ移管される事務の財源を国はよこさないということでございます。通常、地方に事務を移す場合は、その事務に係る人件費などの財源をつけて地方に移すわけですが、この辺について国は移したと言いながら、現実的には移してない。財源的なことで言いますと、国は、小さな政府のために市町村等へ持っていくべき財源である交付金や補助金を、大体5兆円程度削減したわけです。しかしながら、実際に地方へ税源移譲されたものは3兆円です。2兆円は、いつの間にか政府の中に残っているわけです。それだけならまだしも、地方交付税という形の中で、この3、4年の間に5兆円を減額されているわけです。併せますと、7兆円から8兆円に及ぶ財源が、国から地方へ来ていない。どこの地方公共団体も非常に厳しい財政状況に陥っているのは、こういったことに起因しております。よく、合併したから財政状況が悪くなったと言われる方がおられますが、それは決してそうではありません。国からの財源が移譲されてきていないことに大きな原因がございます。

合併をしない市町村はどうかというと、合併した市町村より、より厳しい財政状況に陥っております。こうしたことも、現在、国が進めている地方分権の本当の姿であると、全体的に理解をしておかなければなりません。

そして次に、住民の生活が多様化し、成熟化社会を迎え、公共的サービスが限りなく 増加している。この2番目の側面について、少しお話をしてみたいと思います。

その前に、私どもにどのくらいの事務が市民の皆様方から来るかというと、隣の家の空き地に草が生えて困るので市が来て草を刈って下さい、あるいは隣の家へ言って下さい、もっと厳しいものになりますと、隣の家の猫が自分の家に入ってくるので市が行って猫を追っ払って下さい、隣の家の犬が吠えて困るから吠えさせないようにして下さい、これを隣同士で話されずに、市に持って来られる。このようなことは、限りない件数があるわけです。極端なことを申しましたが、本当に多くの市民の皆様方の公共依存というものがあるということも、少し紹介をさせていただきました。このままですと、行政の事務、行政サービスというものが無限大に拡大していくという懸念も持っております。

明治23年に市町村制というのが敷かれております。その当時の町や村がどういった行政事務、公共の事務をしたかというと、1つには戸籍を管理する、もう1つには徴兵制度・兵役を管理する、もう1つには義務教育、当時は尋常小学校が4年生まで、4年生までの学校教育を運営するという、この3つがほとんどの仕事でした。町や村にある行政事務の大体8割程度がその仕事で、残る2割程度の仕事は、災害が起きたら何とかしなければならないとか、火事に対する対応をしなければならないという仕事でした。

その後、特に戦後に、学校についても4年制から6年制に移行し、中学校も義務教育になっております。また、医療についても、かつては、自分のお金を持ってお医者さんに行っていた。医療保険、皆保険という様な形でどんどん行政サービス、行政事務となっている。30年くらい前からになりますが、老人医療の無料化、あるいは最近になりますと、就学前の児童に対する医療改定、また来年からは75歳以上の後期高齢者医療という形でサービス内容もまた拡大し、変わってきております。今、非常に問題になっている年金制度についても、年々、公共サービス、公共事務部分が増えてきております。その他、介護保険制度は4、5年程度経ちましたが、それまでの介護は、それぞれの家庭の中、いろいろな所でサービスが提供されていた。しかしながら、介護保険制度ができて、介護保険、それも施設介護から地域介護というような形へ範囲を広げております。こうしたことも、新たな行政事務、公共サービスとして拡大いたしております。その他に上水道、下水道とか、数えればきりがありません。

そのようなものが、全部公共のサービスとして展開するようになってきております。 特に、道路です。明治時代、あるいは戦前戦後については、リヤカーとか、自転車が通 れるような道路の整備で済みましたが、昭和37、8年頃からモータリゼーションが普及 する中で、道路面積も、道路延長も増えてきているわけです。道路建設だけの拡大なら 良いのですが、建設した土地の維持管理や道路清掃、こうしたものに対してどうしてい くのか。今、自治体ができないので、何もルールはないけれど、その道路に面している 人たちが善意で清掃をしたり、ちょっとした修理をしたりしています。

このように行政サービス、いわゆる公共サービスというものは、どこまで肥大化する かわかりません。そして、一方では財源が不足し、公共サービスに対するお金がない。

そうした中で地方分権が進められ、今日を迎えております。こうした行政になりますと、答えはおのずとわかってくるわけです。住民と行政の協働を進めていきましょうと。 住民も協働していただかなければ、公共サービスはできません。

そしてもう1つは、住民ができることは住民が自ら処理していきましょう。住民同士で支え合って処理していきましょう。これは、現実論です。今、その時期が来ております。ですから、私どもは、好むと好まざるとにかかわらず、公共サービスの分野が、住民自治という分野で解決していかなければならない。嫌だとか嫌でないとか、そういうわけにはいかないと。

最初に申しました、今、なぜ住民自治なのか。あるいは、住民と行政の協働なのか。 そのルールをつくる条例制定をしようと。私はこういうふうな関係をもって形が成り立ってきたと。だから、私どもは避けて通るわけにはいかないというふうに思っておりま す。こうした中で、「まちづくり基本条例」あるいは「住民自治条例」、どういった名前であっても良いと思いますけれども、住民が主人公となって行政サービスの役割を担っていく、それを皆さん達の中で検討していただいて、これからの新しいルールをつくっていかなければならない。我々は、今まで経験していない住民自治の確立のためのルールをつくっていくわけです。

少し話がそれますが、ルールをつくっていくということでヒントになると言いますか、 議論の対象になるようなことを申し上げます。

まず、市民活動というものを考えてみますと、市民活動の中には2つのタイプがあります。山口市全体を受け持つ市民活動。それと、それぞれの地域において市民活動を展開していく、これを私は地域活動と言っています。市民の自主的な活動の中にも地域全体を対象としながら活動展開を行う市民活動と、それぞれの地域の特性においてそれぞれの地域の中で行われる地域活動、大きく2つに区分されると思います。

地域全体を網羅していくような市民活動、これについて私どもは市民としての権利・ 義務を、これからきちんとルールづくっていかなければならないのではないかと。これ から皆さん方でその辺を検討していただきたいと思います。

例えば、これから住民自治という形になりますと、市民の権利に対する市民の義務や市民の負担というようなものが、どう形づくれば良いのかなど、新しいルールをつくる必要があると思います。例えば、子供の権利というのがありますが、国際条約等ではいろんなことがあります。しかし、日本では子供の保護者の権利・義務はありますが、子供自身の権利・義務はございません。しかし、市民の自治というふうなことになりますと、このようなことも検討に値するのかもしれません。子供の義務・権利というのをどう考えるのか、あるいは生涯学習社会、今、非常に高齢化してきております。生涯にわたって学習したいという意欲が非常に強くなってきております。そうした生涯学習権というものが市民にあるのかなと、あるとした場合には、生涯学習権を与えたその時には、それに対して義務は、負担はと、いろんなことが考えられます。

また、高齢者の方々や交通弱者の方々、身障者の方々、こうした方々に対する市民交通体系の整備ですね。コミュニティバスとか、コミュニティタクシーとか、私どもは違う会議でその議論をいたしております。そうした場合に、我々は等しく市民に公共交通を活用できる権利を与えるのか、与えないのか。権利を与えるのであれば、それに対する義務・負担はどうするか。

数えれば、きりがないと思います。そういうふうな市民全体の中に、いわゆる市民権、 市民の権利・義務もきちんと議論をし、できればきちんとした新しいルールをつくって いくことが求められているのではないかと思っています。

それからもう1つ、これは必ず皆さん方に御検討をお願いしたいのですが。いわゆる地域・地域で行われる地域活動です。地域の中で、地域の皆さん自らで地域の整備計画を立てて、そして、その整備計画に基づいて地域の環境を良くし、安全を守り、そうしたことを進めたいなという気持ちは、皆さんにあると思います。その具体的な進め方や組織づくり、ルールづくり、こうした基本的なものは、この「住民自治条例」、「まちづ

くり基本条例」の中で基本を植えつけておいて、確立していかなければならないと思います。

例えば、今日は自治会長さんもいらっしゃいますが、自治会をつくる権利というものは別にありません。法体系の中でもありません。しかし、自然発生的に自治会というのがつくられております。そして、会則や規約を作り、この中にある程度のものは含まれています。ですが、自治会をつくる権利というものが、各地域にあるのか。あるいは、自治会というものをもっとルール化していくときに、自治会の会員になる権利というものを有しているのか、いないのか。あるいは、会員となる権利があるならば、会員となった者の義務・負担というものがあるのか、ないのか。そうしたことは、確固たるルールはありません。慣習によって、色々なまあまあの形でなされている。これが現実でございます。ですから、自治会を形成する権利があって、会員となる権利と義務を持つということになりますと、自治会が地域内の自治会情報を提供する義務を負うとかですね。また、地域内の情報を得る権利を有するとかですね。そうなってくると、きちんとした参加枠、ルールができてくる。あるいは、役員になる、ならないという問題もありますが、役員になる権利・義務をどういうふうにして考えるかとかですね。

色々と、自治会1つとってもルールというものがあるようでない、ないようである。 そういったところも、皆様方のなかで議論をしていただければと思います。法律根拠を 有することに議論をおくと、弾力性がなく、非常に息詰まるこういう議論も出るかもわ かりません。そうなれば、そうした方向で。いや、今のままで良い形になれば、今の形 のルールというふうなものを皆さんの議論の中で、検討していただければな、と考えて おります。

そして、これからの地域活動・地域づくりという形でいきますと、それぞれの地域で 地域計画を作って、街灯はどこにつくったらいい、避難場所はどこにしたらいい、ある いは自分たちの地域の危険箇所がどこか、自分たちのハザードマップはどうつくるか、 また、自分たちの地区に公民館や集会所がないという場合には、どの規模のものをどの 場所に作ったらいい、そういったことを地域住民の中で決めていただく。地域計画といったものができて、それに向かって自分たちができることは自分たちの役割として、そ ういったことがこれから具体的に必要になってくるだろうと感じます。

住民の皆様方が、地域計画を作ったとします。そうしたときに、行政は必ずその計画を執行していく義務があるのか。今、義務はございません。ですが、基本ルールの中で、地域の皆さんが作った計画に対して、行政がどう関わり、どういう義務を果たすのか。こういうこともルール化して、少しずつ考えていかなければならないと思っています。

その他にも色々な関わりがございます。今、少し頭においていただきたいのは、1市4町が合併いたしまして、それぞれの地域にまちづくり審議会があります。まちづくり審議会は、その地域のことを色々と決定していただくという形で、私たちは設置しております。しかし、そのように活動されているかと言えば、それぞれ温度差がございます。今後も、こうしたまちづくり審議会というものを温存していくのかどうか。旧4町のところはまだ良いとしても、旧山口市も旧4町と同じように1つの審議会で良いのかと。

それはちょっと広すぎるよと。ですから、もう少し細分割し、人口1万人に1つぐらいの地域・地域のまちづくり審議会にするかとか、こういったことも議論の対象としていただければと考えております。

例えば、まちづくり審議会というものが、住民自治を決定していく決定機関的なものとした場合に、自治会というのは何なのかという問題にぶつかるわけですね。自治会とまちづくり審議会は、どういう役割分担をするのか。あるいは、どちらかは必要ないのか。こういったことの関わりについても、色々と御議論をいただければというような気もいたします。

その他にも大きい問題といたしましては、市議会がございます。住民の皆さん方を代表して、意見、色々なチェックなどを行う機関でございます。この市議会と住民自治というものとの関わり合いも大きい問題でございます。まあ、すぐ答えが出るわけではないかと思いますが、やはり議論はしておく必要があるのではないだろうかと。

また、法律との関係で申しますと、先ほど色々な市民権、市民の活動と言いましたけれども、市民活動で色々な活動を展開しておられるわけですね。こうした活動と、もう1つは法律に基づいてなされるものがありますね。例えば、消防団。こうしたものは法律に基づき、若干の報酬を出しながら活動している。しかし、実際の活動というのは山口市全体の安全のために行っている。あるいは、その地域の安全のために活動されている。もっと身近な話では、民生委員がおられます。これも市民全体を対象としながら、民生委員という制度がある。そして、それぞれの地域の中で、また環境も違う。こういう民生委員の方々と住民自治活動、自治会をどう結びつけるか。あるいは、他にも保護司、国勢調査員、いろいろな形で国の法律等に基づいて設置されている、広い意味での市民活動的な分野もございます。

また、市独自に、環境美化協力指導員や栄養改善普及指導員、森林整備指導員や体育 指導員というような方々も、委嘱状を出してお願いをしております。こうした方々や市 民活動、地域活動、住民と行政との協働というものを考えると、みな曖昧模糊な形でき ております。行政需要が拡大し、すべて対応できない、そういう時代に入ったときを考 えると、住民自治のルールを確立する、これは重要なことだと認識しているわけでござ います。

こうした観点から、どうしても「住民自治条例」、あるいは「まちづくり基本条例」を つくりたいと思っております。そして、こういったものをつくることにおいて、本当の 意味での民主的な、また誇りの持てる地域と言いますか、共存できる地域社会、こうし たものができると。これこそが、本当の意味での社会だろうと思っております。

他にも色々ございます。議論が高まっていきますと、条例の中に住民投票というようなものを織り込むかというようことも、議論の対象になってくると思います。ある市町村によっては、住民投票条例だけをつくっているところもあります。住民投票は、これからの大きな課題であると思います。ですが、住民投票と一言に言いましても、住民投票したことに対する投票結果に拘束力があるかと、行政が果たさなければいけない義務があるか、拘束力があるかということになると、やはり基本条例の中でその位置付けを

しておかないと拘束力というものがありません。ただのアンケートにしか過ぎない。それでも良いと、その方が良いのではないかという議論もあるかと思います。

また、住民投票まで及んできますと、議会、あるいは市民の直接請求権というのも関係します。議会に対する解散権、解散のリコール権、解散の請求権がございまして、あるいは監査をしてもらうという住民監査請求権というこれは法律で決められた請求権もございます。私、市長に関しましては、市長のリコール権も皆さんにはございます。こういうものと住民投票というものは何かなというようなことも、一緒に考えていくようになろうかと思います。

法律体系の中では、住民の直接的な自治や住民の直接請求的なものについて、今は非常に限定されています。ですが、今まではそれで良かったと思います。いわゆる行政体、国、地方公共団体が、行政サービスのほとんどの主人公になってやっていた。だから、法律を作ってきちんとやれば良かった。でもこれから住民の皆さん方と協働した社会を創っていくようになる。そして、行政では手が届かないから、自らが考え、自らが責任を負い、自らが実施していく。こういった住民自治の公式の形にならざるを得なくなってきたということでございます。そうした中で、新しい自治を創り上げていこうとしております。

今日は時間をとりましたけれども、いろんな課題があるということで、皆様方が議論 されるときの一つのネタにしていただければ幸いと思うところでございます。

皆さん、長期間に渡りますが、願わくば、皆様方が市民会議の中で議論され、この議論を地域や職域に持ち帰られて、啓発活動もしていただきたいと思います。こういう問題があるんだよ、こんなことを議論してるんだよ、ということを御友人、地域の方など、誰でも結構ですから、話の輪を広げていただければ、私は、公募委員がこれだけ多くこの市民会議に登場してもらった価値が高まると思いますので、御協力をお願いできたらと思います。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございました。誠に申し訳ございませんが、市長はここで退席をいたします。

それでは、ここで約10分間の休憩とさせていただきたいと思います。 再開は7時30分からとなりますので、よろしくお願いします。

《休憩》

《再 開》

【4-(2) 委員紹介】

<事務局>

議題に入ります前に、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

1 本日の会議のレジュメ

- 2 委員名簿
- 3 本日の座席表
- 4 市民会議委員自己紹介シート
- 5 (仮称)山口市まちづくり基本条例の策定について
- 6 懇親会のご案内文書

以上でございます。

みなさん、ございますでしょうか。

それでは、ただ今から、議題(1)の委員の御紹介をさせていただきたいと思います。

本来でしたら、委員の皆さんお一人おひとりから自己紹介をしていただくところですが、時間の都合もございますので、事前にお書きいただきました自己紹介カードを皆さんのお手元に配布しておりますので、お名前のみの紹介に代えさせていただきます。

若干の一部の委員さんの中で印刷が間に合わなかった委員さんもいらっしゃいますので、次回の会議までには皆さんの方にはお渡しをしたいと思っております。

それから、本日は、井出崎委員が欠席をされております。

それでは、委員名簿の順に、御紹介させていただきます。

山口大学人文学部教授の辻 正二委員さんです。山口県立大学附属地域共生センター 准教授の坂本俊彦委員さんです。山口市自治会連合会会長の清水春治委員さんです。N PO法人山口せわやきネットワーク代表の渡辺洋子委員さんです。

続きまして、公募委員のみなさんです。加藤結花委員さんです。國吉正和委員さんです。人保田美代委員さんです。藏本信江委員さんです。曽田元子委員さんです。豊川智恵委員さんです。中村保男委員さんです。中山美穂子委員さんです。西村美紀委員さんです。西村律子委員さんです。原田章子委員さんです。原田雅代委員さんです。平井多美子委員さんです。福田嘉夫委員さんです。益田徳子委員さんです。山根伊都子委員さんです。山本貴広委員さんです。山本豊委員さんです。若崎啓一委員さんです。

この協働のまちづくり市民会議は、24名の委員の皆様で組織されております。

続きまして、本日、出席しております職員を紹介させていただきます。

自治振興部長の上野でございます。自治振興部理事の藤井でございます。協働推進課 長の安光でございます。協働推進課主任主事の豊田でございます。協働推進課副参事の 三戸でございます。協働推進課主幹の井上でございます。自治振興部政策管理室室長補 佐の塩見でございます。最後になりましたが、協働推進課の山田でございます。

よろしくお願いいたします。

【4-(2) 会長・副会長選出】

それでは、議題(2)の会長及び副会長の選出に入らせていただきます。

本市民会議は、「山口市協働のまちづくり市民会議設置要綱」により設置されており、会長及び副会長は、委員の皆様の互選により選出することとなっております。

委員の皆様に、忌憚のない議論を行い、会議をスムーズに進め、市民会議の意見など を取りまとめていただくため、会長を1名、副会長2名を選出いただきたいと思います が、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」と呼ぶ者あり)

ただいま事務局に一任との御発言がございましたが、事務局から会長及び副会長の案 を、御提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、市民会議の会長及び副会長の事務局案について、御提案させていただきた いと思います。

事務局からの提案は、会長に山口大学教授の辻 正二委員さん、副会長に山口県立大学准教授の坂本俊彦委員さん、同じく副会長に、NPO法人山口せわやきネットワーク代表の渡辺洋子委員さんにお願いできましたらと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございました。

ただいま、皆様の総意によりまして、会長については辻正二委員さん、副会長については坂本俊彦委員さんと渡辺洋子委員さんということで決定をいただきました。

それでは、選任されました辻会長さん、坂本副会長さん、渡辺副会長さんから一言ず つ、御挨拶のほうを賜りたいと思います。よろしくお願いします。

< 计会長>

山口大学の人文学部で、社会学と社会心理学を教えております。最近は山大の中にある時間学研究所というところの所長もやっており、どちらかと言うとそちらのことばかり頭にありますので、もっと適任者がおいでになるのではないかと思います。

ただ、私ども社会学者というのは、コミュニティの形成や必要性のことを熱心に言ってまいりました。私も社会福祉協議会を始め、老人クラブの方々などの色々な席上で、「自治会、自治会」と言って「自治会の必要性」を申してきましたので、今回の「協働のまちづくり市民会議」が、かなりそういったところに係わらないといけないということで、それならばならば逃げることはできないなということで引き受けた次第でございます。

私が住んでいる所は大歳の周布町というところで、51軒ばかりの新興住宅だけでつくっている自治会なのですが、やはり中々難しいですね。私がもし働いてなければ、はまってやるのですが、仕事をやっていると今の時代の中では、どうしても自治会活動の世話に専念するというということは、非常に難しくなっています。どちらかというと、おそらく働いている人の場合、現状ではほとんど時間がとれませんから、御座なりな関わり方しか持てないのだろうなって思っています。その辺りで言えば、例えば裁判委員

制度がいきなり国の方から出てきたわけですけど、これは国民が義務として裁判員になるように位置づけられていますが、自治会の活動、特に会長職の仕事なども、本当は住民の側からやる義務や責任があり、地域から今以上に高い評価を受ける仕事とみなされるようになると、良いのだがなと思ったりしております。

いずれにしましても、できるだけ皆さんの御意見を聞きながら良いものをつくれたらと思っております。どうぞよろしくお願いします。

<坂本副会長>

山口県立大学の地域共生センターという所に所属しております坂本と申します。よろ しくお願いいたします。大学の地域共生センターという所は大学の地域貢献であるとか、 社会貢献であるとか、そういったところの窓口、あるいは企画実施といったものを業務 の一つとしております。その関連で、生涯現役社会づくりに取り組んでおりまして、こ れを話すと長くなるのですが、サラリーマン生活、仕事人間で頑張ってこられた方が地 域に戻って来られる。そういう仕組みづくりなんかも、生涯現役ということからすれば 非常に大事だと思っています。まだどのような形が良いのかわかってはいませんが、そ ういう形で地域づくりなどと接点があるのではないかと、自分では思っております。私 自身、元々福岡の出身で、1年前くらいまでは下関におりまして、山口の住人になって からは1年くらいです。今は大学近くの宮野という所住んでおります。先ほど言いまし た生涯現役の発想からすると、今は、高齢者になったり、高齢期を迎えてからではなく、 それ以前から仕事以外、職場以外の関係、あるいは活動をもっと積極的にやっていかな いといけない。そういうことをアピールしていかないといけなのですが、私は今年40 歳になりましたけど、完全に仕事人間でありまして、朝からずっと大学にいる状態です。 日頃の自分を反省しつつ、また皆様から色々どういう形で行政と市民の協働のまちづく りということについて、より良い、皆にとってより幸せな地域社会をつくっていくこと ができるのかと考えていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

<渡辺副会長>

こんにちは。渡辺と申します。私自身は、現在、NPO法人山口せわやきネットワークと言いまして、市民参加の仕組みづくりということを目的にしたNPO法人の代表としております。普段は市民活動支援センター(さぽらんて)の職員として働いております。

私自身が市民活動を始めて10年近くになると思うのですが、そもそものきっかけが、 行政が旧山口市の時に行った「まちづくり達人養成塾」という講座があったんですね。 そこに参加させてもらってからのスタートなので、私は、この度このような大役は初め てですので、本当に身の程知らずも甚だしいという感じではあるのですが。頭脳プレー は辻先生と坂本先生にお任せして、私は雰囲気づくりという役割でいきたいなと思って おります。それで、山口市の活性化にご恩返しができたらいいなと考えております。 職場の中で、いろんな方と接していまして、まちづくりをするための社会資源というか、人材ですね、たくさんいらっしゃると思いますが、こんな事はできないと思う方がたくさんいらっしゃいます。まだ、活動の場だとか、きっかけだとか、その辺りの繋がりだとか、コーディネートなどが不十分であるなと感じています。その人たちが活きれば、間違いなく山口は元気な住みやすい良いまちになると、私は確信しています。例えば、障害のある方、ハンディキャップのある方でも、その人たちの視線で見るというリーダーシップがとれると思うんですよね。どんな方でも胸をはって、まちづくりに参加できるような山口市をつくっていくためのお手伝いができたらいいなと思って引き受けさせてもらいました。

よろしくお願いします。

<事務局>

ありがとうございました。会長さん、副会長さん、よろしくお願いします。 それでは、辻会長さんにおかれましては、会長席の方へお願いいたします。

これからの進行は辻会長さんの方にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【4-(3) (仮称) 山口市まちづくり基本条例について】

<会長>

ここからは私の方で会議を進めさせていただきます。

それでは、事務局より、議題(3)の(仮称)山口市まちづくり基本条例の説明をお願い したいと思います。

<事務局>

先ほどの市長の話と重なる部分がございますが、少し話をさせていただけたらと思います。

まず、山口市を取り巻く環境ですが、平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体は、対等な関係になったと言われております。この地方分権の推進は、明治維新、戦後の改革に次ぐ第三の改革とも言われており、相当なターニングポイントだというふうに御理解をいただきたいと思います。

地方分権の推進というのは、地方自治の実現を図っていこうということだと思います。 地域のまちづくりというのは、地域の住民で決定し、その責任も自分たちが負うと。負担という言葉も市長からも出ましたけど、そういうシステムをつくっていくということが求められております。それと、少子高齢化の進展や人口構造の変化についてですが、我が国の人口は平成16年をピークに減少傾向に入っております。今後、65歳以上の高齢者の人口割合はさらに上昇し、15歳未満の子供の人口割合が減少していくことが予想されます。また、大都市に人口が集中し続けており、逆に過疎地域では、集落機能の維持が大変難しいところも増えております。本市においては、人口は若干増加しておりま すが、平成27年頃をピークに減少に転じると予想されております。逆に、65歳以上の割合はどんどん増えて、平成27年には市の人口の25%を超えると見込みになっております。人口の増加というのは市内近郊では溢れる、逆に農村部においては減ると、いわゆる人口の偏りが生じてきております。

人口構造の変化や人口の減少、偏り等は社会保障制度と密接に関連をしており、大きな影響を与えます。それとともにコミュニティ機能の低下、国土の荒廃、地域文化や地域産業の衰退及び低下に繋がることが懸念されております。

価値観やライフスタイルの多様化、それから市民参加意識の高まりでございますが、 社会が成熟してくると、経済的な豊かさから心の豊かさを重視する傾向が高まってきま す。一方で地域社会での交流が希薄になり、治安の悪化、子どもを育てる力の低下等の 問題が表れてきております。

このような中、本市においては、市民の市政や公共への関心が高まってきており、新しい公共の担い手である市民活動団体などの数も増加し、活動も活発になってきております。また、自治会を始めとした各種コミュニティ団体等、これまでにもまして充実した活動を行っている団体が多くございます。

次に、合併後の一体感の醸成でございますが、平成17年10月1日に合併し、新たなスタートをきりました。多様で多彩な各地域が持つ潜在的な力で特色を発揮し、存在感と求心力のあるまちづくりを求めることが大切になってきております。これも市長のおさらいになりますが、これまでの決算状況の推移を見ると、特別会計で対応している国民健康保険、介護保険、老人保健について、一般会計からの繰出金が増え、社会保障関連経費を中心とします扶助費が大きく伸びています。

また、市債の返済に充てる公債費も大変増加をしております。

逆に歳入面でございますが、平成16年度からの国の三位一体の改革により地方自治体の財政に大変厳しい影響がございます。補助金を減らし、税源を移譲することになっております。特に、地方交付税の見直しは、本市の財政に大きな影響を及ぼしております。これは全国的な傾向でもございます。

さらに、少子高齢化の進展とともに社会構造が大きく変化し、福祉サービスなど人口 規模や世代構成が大きく影響する行政の公共サービスについては、その枠組みを見直す 必要があるなど、新たな社会課題が現れております。

一方、地域防災、防犯、安心安全、子育て世代への支援、高齢者への支援等、生活に 身近な地域での課題が表面化し、住み良い地域にしていきたいという願いは市民の皆様 の間でますます高まってきておりますが、全てを行政で対応する事は、厳しい財政状況 と相まって大変難しい状況になっています。

地方自治の本質は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つことですが、明治以来の中央集権体制により形成された国への依存体質というのが深く浸透しており、切り替えが難しいわけでございます。

色々な地域課題は、まず地域で考える必要があります。住民自身が主体的に対応し、 住民だけでは対応しきれないものは基礎自治体である市町村、またより広域的な問題は 県、さらに国というように、今までとは逆の発想をすることが求められております。

市民と行政の協働の必要性ですが、戦後確立された地方自治の仕組みそのものが変わろうとしてきていることをしっかり認識をしていかないといけないと思っています。地域が自立してまちづくりを行っていくことが求められていることから、行政を取り巻く環境が急速に変化し、それに伴い市民、行政それぞれの役割も大きく変わってきています。市民と行政がまちづくりの目標を共有し、お互いの特性を発揮し、協力して住みよい山口市をつくり上げることが求められています。

情報の共有化、市民参加、市民参画、協働、住民自治、これらがまちづくりのキーワードになろうかと思います。

まちづくり基本条例とは、まちづくりの基本理念や基本ルール、市民の権利や責務、 行政の役割や責務、協働のあり方、市民の参加や参画のあり方など、様々な主体の関わ り方を示したものと一般的には言われています。

本市の総合計画は、まちづくり構想、まちづくり計画、実行計画のピラミッド構想になっておりまして、実行計画になるに従って具体的になるといった性格のものです。基本条例は、総合計画と車の両輪であり、総合計画で定めたまちをどのようにつくっていくかという手順を盛り込んだものと言えます。

条例策定の目的ですが、皆さんの議論を通してまちづくりのあり方を明らかにし、そのあり方を共有することによって、市民参画・協働によるまちづくりを推進するということになろうかと思います。皆さんの議論から山口市をどのようにつくっていくのかというものが明らかになり、その議論の過程において、まちづくりの理念やあり方、市民参加や協働のあり方、市民の権利や責務、そして行政の役割や責務も明確になると思います。

この市民会議の役割ですが、条例の素案を市長への提言、条例の素案の具体的な内容を検討、まちづくり審議会や地域等との意見交換、ワークショップやフォーラムの開催等を行っていただきたいと考えています。

条例素案を平成20年7月頃に市長に提言していただき、平成20年12月議会に条例案の上程を予定していますが、あくまで目標であり、市民会議の検討状況により変更も十分にあり得ると思います。

議論を通じて、まちづくりにおける市民、地域活動団体、市民活動団体、事業者、行政など様々な主体の関わり方が形になっていくと思います。

条例は表現が抽象的なため、これをより実効性のあるものにするために、条例の解説 書やQ&A、さらに条例を基本とした協働推進する具体的なガイドライン等の必要があるかもしれません。

終わりになりますが、この条例が皆でつくり、使い、理解し、育てるものになればと思います。市民会議の議論を踏まえ、検討過程においても、多くの市民に関わっていただき理解していただくため、フォーラム、地域との意見交換会、パブリックコメント等の実施も考えられます。条例が施行された後に、時代の推移とともに見直しも必要になるかもしれません。この条例はそういう意味で育ち進化する条例になればと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

【4-(4) 市民会議の運営方法等について】

<会長>

事務局からの市民会議に対する要望や期待を、なるほどと思いつつ、しんどいなと思い聞いておりました。

おそらく、市長さんも言っておられましたが、市民の時代が本格的にやってきたんですね。これまで日本の社会を動かす上では、実は、優秀な行政マンがいて、長いこと行政主導で動いてきました。市民が行政に任せておけばよかった時代がずっと続いてきました。

一方では、市民の側はどうかというと、受身の立場の市民だということがずっと言われ続けてきました。1970年代頃まで、当時の色々な有名な学者さん達はヨーロッパとかアメリカのような市民社会に日本はなってないんだと言っていました。

しかし80年代半ばくらいから、「市民社会」化が目に見えて進んでまいりまして、いま山口市においても、われわれ市民が中心になって、まちづくり条例をつくるという時代になったわけです。これからの山口市をどういった形にするかという基本的な理念等は、いまや市民が担っていかないといけない時代になったのだと思います。

それで、私たちはこれから1年半くらいにわたり、頑張りながら、本当に良いものを つくることが、私たちの子孫にとって非常に大事だと思います。

先ほども言いましたが、時間学というのをやっていると、時間のことばかり考えているのですが、いまという時代は後に生まれてくる我々の子孫たちのためにも非常に大事なものです。私は団塊の世代ですが、権利要求ばかりしすぎたかなと思ったりします。この市民会議の中でも権利だけでなく、義務があるということを私たちは考えないと、大変な社会をそのまま後世に残していくことになります。いま、我々はたくさんの問題を抱えているので、皆さんと一緒に力を合わせて良いものをつくっていきたいと思います。是非ともご協力いただきたいと思います。

それではこれからの市民会議の運営の仕方ですが、どういう形で会議を運営していけば良いか、皆さん方に御意見があれば自由に発言してほしいです。どうでしょうか。

<委員>

1年半という長丁場なので、1人の脱落者もなく最後まで皆でやっていきたいと思います。意識の共有をしないと、これから分からない事も出てくると思います。例えば、大事なことを記録し、振り返りながら確認していくと話についていけます。

それと、委員同士の席が遠いので、もう少し近づいたセッティングを考えて欲しいで す。そうすれば、活発な議論ができ、話やすい雰囲気もできます。

また、先程の事務局の説明の中にも、言葉の意味についていけない部分がありました。 同じ言葉を使われていても、人によって理解が違うと思います。そういう時に、会議で は、この言葉をこういうふうに使っていくみたいな言葉の理解もし合えると良いです。 条例ということを全然分かっていないので、色んな勉強会等もできると良いと思います。

<会長>

どうもありがとうございました。第一点については、私は書くことができないので、 どなたか、ワークショップとかで経験された方がいらっしゃれば。

<委員>

それは、事務局がやればいいと思います。

<会長>

事務局、できますか。

NPO等で色んな活動をなさっている中では、前の辺りで、誰か書く人がいたほうが 良いということですね。

<委員>

私たちは議論をしなければならないので、それは事務局がやればいいと思います。

<会長>

これは委員の方がやるのは好ましくないと思いますので、どなたかオブザーバーみたいな人がいらっしゃれば。

<委員>

ちょっとすいません。条例とは法律です。法律のこととなると、私たちではわかりません。会議でやったことがとんちんかんで意味のないものであったら、話が変な方向に行ってしまう可能性があります。会議の記録は、事務局でやってもらい、会議でやったことが法律的に問題ないかチェックしてもらって、進めていくのが良いのではないかと思います。

<会長>

ちょっとよろしいですか。今、言われたことは、従来の委員会等の手法であり、それ は当然しなくてはいけないことです。

ただ、先ほどの提案は、今の市民活動でやっているような手法でして、みんなで考えるために、前にどんなことが議題にされたかを書いてあったほうが忘れないわけです。 一人ひとりが一生懸命書いたら、議論ができません。議事の内容について、きちんと議事録を残すということは当然です。

話の部分の整理役をする人がいると、もっと議論が進むのではないかという提案です。 私はおもしろいと思います。

通常の委員会なら、私も県庁の委員をたくさんやってきましたが、大体作られたもの

を議論していくケースが多いです。この市民会議は、市の職員が準備して作ったものを協議するのではなく、やはり新しい時代の中、みんなで考えて作っていき、意見をそれぞれ出しながら、みんなで勉強をしていこうと思います。こういった議論の方法は、昔の世代だと比較的馴染みがありませんが、若い世代がこういう手法をとられています。そういう辺りどうですか。

<委員>

24 名が一堂に会して意見を言うと、発言者以外の23 人はただ聞いているだけになり、時間が無駄になります。私はグループ分けをして、お互いが意見交換して、最後にはK J法のような形でまとめていくのはいかがでしょう。以上です。

<会長>

わかりました。それも採用していけたらと思います。この市民会議の委員ではなくて もNPO活動の中でやっておられる方がおられれば、オブザーバー的に係わっていただ いて、話の進行を書いていただく役割をしていただくと、議論がしやすいと思います。

それと私たちは、行政の方ほど市のことに詳しくないですね。ましてや法律についても詳しくない。会議が進めば、条例の骨格を話し合う中で、いま言われたグループとか班での討議を行うことになると思います。ですから、最初の段階では、みんなで山口市をどうするかという共通理念の部分が非常に大事だと思います。みんなで議論しながら、そのためにはもう少し市役所の現状を話してもらい、研修等があれば、聞かせてもらって勉強していくことも必要だと思います。もちろん前提となるのは、もう少しみんなが近づいて議論し、みんなで懇親会みたいな形で会うのも良いのだろうと思います。どうでしょうか。

他に意見がありましたらどうぞ。

<委員>

今まで国民が過保護に育てられすぎて、自分たちで考えて、自分たちで議論して、自 分たちの足で歩いていくことをあまり経験がありません。この会議から自分たちで積極 的に発言し、自分たちで考えて、自分たちで実行していけたらと思います。

<会長>

わかりました。

<委員>

条例づくりという目標に、みんなが向かっていくほうが早い。だから、みんなの共通 する目標みたいな、自分たちの力でここまでやろうという柱があれば、とてもやりやす いと思います。まず、みんなで目標を話し合っていきましょう。

<会長>

我々が課せられているのは、条例をつくることです。

すでにつくっている自治体も幾つかあります。全くの無からつくるのであれば、相当時間が必要です。私たちは、長い年月をかけてつくられた他の自治体のものを参考にしても良いと思う。ただし、大事なのは、よその真似ではなくて、山口市のまちづくりとは何なのかと、それを条例の中に入ることです。予定どおりに計画に則っていくのではなく、良いものをつくろうとすると、どうしても紆余曲折はあると思います。それを皆さんに御了解いただいていたほうが良いと思います。それで、どのくらいのレベルになるか分かりませんが、会議は今のところ1月に1回の予定ですが、これはどうでしょう。皆さんの中で月1回でなければいけないという方は、おられますか。

<委員>

今の話の中心というのは、会のあり方や持ち方だと思う。色々な考えの方がおられると思うが、市長への提言、議会への上程の期日が決まっていると、そこがゴールになる。それを考慮し、中身の濃い議論が必要になると思う。そうなると、当初は月1回で良いが、先ほど辻会長さんがおっしゃった講習会とか、研修会とかを交えながらやっていくのはどうでしょうか。以上です。

<会長>

今の御意見はどうでしょう。決められた市長への提言の期日があるので、それを逆算 した形で進んでいかなければなりません。

次回は、席の配置も考え、誰かに討議の内容を書いてもらえればと思います。 そのあたりで事務局の方から、何かお気づき等はありますか。

<事務局>

それでは今、色んなご意見をいただきました。また、会長さんとも相談させていただきながら進めたいと思っていますが、1つの御提案をさせていただきます。

この市民会議には、24名の委員さんがいらっしゃいます。委員お一人おひとりの山口市に対する御見識もそれぞれ異なるのではないかと思います。

そこで、まず、本市に対する共通認識を深めていただくため、市政の現状、財政状況や計画の状況など、それから条例とは何か等といった内容を、こちらから御説明をさし上げて、それから議論の中に入っていただくという形がよろしいのではないかと思います。内容については、会長さんと相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

また、2点目ですが、研修等を間に挟んではどうかというご意見がございました。

8月8日(水)の午後2時からと、9日(木)の午前10時から2時間程度、本年2月に「まちづくり基本条例のつくり方」と題した御講演をいただきました松下啓一さんに、職員研修会の講師をお願いしております。

この職員研修は、課長級や担当のリーダーを対象に、地方分権の動向やまちづくり基本条例の必要性について、講義をいただくことにしております。

その職員研修に、委員の皆さんに参加していただいたらどうかと考えております。また、その辺もこの会議の中でお話をしていただければと思います。

2日とも、内容は同じですので、どちらか御都合の良い日に参加していただければ、 基本条例の知識が一層深まるのではないかと考えております。

それから、席の配置等についても、できる限り皆さんの御要望に沿うように考えてい きたいと思います。

また、事前に市の状況を説明させていただく内容等については、会長さん、副会長さんと協議させていただければ思っております。以上でございます。

<会長>

事務局から研修の話がありましたが。

<委員>

私は、自治会の活動を長くやっておりますが、自治会で話し合いをすると、たくさん 困っているという事例もあります。その辺については、具体的なお話もできると思いま す。自治会等の活動について疑問点があれば、いくらでもお答えしたいと思います。山 口市自治会連合会には、副会長も5人おりますので、南部や北部に担当を分けて、具体 的な問題が起きた場合には、勉強会的なものを開いても良いのではないかと思います。

<会長>

ありがとうございました。どこかの時点で自治会の話も聞けたらと思います。

8月8日、9日の市の職員研修に委員も参加できるとの事なので、都合の良い日を選んで出席してほしいと思います。あくまで自由意思で、時間があるようなら職員研修会に参加していただきたいと思います。

市長が市の色々な問題を説明されたのですが、まだまだわからないことがあると思います。市政の現状や、1市4町の合併をして地域も拡がり、新しい市のあり方というのも模索していく時期にあたっています。様々な市の置かれた状況を私たちに聞かせていただきたいと思うので、お願いしします。

<委員>

研修会の時間とか、そういったものを教えてください。

<事務局>

職員研修に参加をしていただくという方向でお話をいただいたので、改めて皆さんに 御案内の文書を差し上げたいと思います。

日程ですが、8月8日の午後2時からと、8月9日の午前10時から、この2回を2

時間程度予定しています。場所は、今日と同じ、この会場を予定していますので、委員 さんの御都合をお聞きできればと思っております。よろしくお願いします。

<委員>

内容は同じなのですか。

<事務局>

内容は同じですので、どちらか参加していただければと思います。

それと合わせて、市の現状等について、会長さん達と内容等を詰めさせてもらいたい と思います。また、委員さんの中で、何か聞いてみたい、知りたいという話しがあれば、 会長さんか、事務局にお話していただければと思います。以上でございます。

<委員>

グループに分けることに賛成です。24人を3つくらいに分けたら良いと思う。皆さん色々ご意見があると思いますが、「まちづくり条例」というテーマは大きいわけです。 先ほど話があったように24名の方が共有して進めるためには、同じテーマで同時進行し、グループで結論がでたら、後は会長にお持ちして、最終的にまとめていただく形でやるのはどうですか。

<会長>

わかりました。グループ分けは、もう少し先にしたいと思っています。

そうなると、作業班が動いているだけの会議になり、最初に今日のテーマを私が話し、 後は各班で検討し、最後に今日は終わりますということになるかもしれません。

最初に条例とは何か、山口市の中で何を考えていかないといけないのか、そこに2分の1くらいの時間を使ったほうが良いと思います。そこが一番大事だと思います。そこからできた骨組みというのは、思いや気持ちを込めて各班でつくっていきながら、全体に戻して議論するという形にしていくのかなと思います。およそそのような形でいくと考えておいていただき、次回は、私と副会長の2人で、ある程度の筋書きのようなものを考えてみたいと思います。

これは、私たちに一任していただいて良いでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

では、そうさせていただきます。そして、先ほど委員さんが言われた勉強会を月1回の会議の中に入れると、それだけで時間が潰れるので、勉強会は別に設定したり、場合によっては、市民会議は月1回、勉強会が度々1月の中に入ってくることがあるかもしれません。忙しい方もおられると思うので、実行性のある形にしながら進めさせていただきたいとおもいますが、そのような形でいいでしょうか。

私のメールアドレスを教えておきますので、骨格の部分で何か気がかりなことがあれば、私か、事務局に教えていただきたい。もちろん最終的には市民会議で決めていきますが、限られた時間なので、ある程度の外枠は、私たちが皆さんの意見を反映した形で考えてみたいと思います。そのように進めさせていただきたいと思います。

では、次回の開催の話に移らさせていただきます。

次回は8月なのですが、私たちや事務局にも用意がありますので、できれば8月の下旬を考えています。できれば、8月23日、24日が一番好ましいのですが。どうでしょうか。

<委員>

開催時刻は、今回と同じ時間ぐらいですか。

<会長>

昼間は無理でしょうね、これだけの人数がおられますし、皆さん仕事をもっているので。できれば夜のほうが良いですよね。6時半ぐらいの今日と同じような時間帯になるかと思います。23日は、いかがでしょうか。

<委員>

木曜日は、別に毎月決まった会議があります。今日はそちらをキャンセルしてきましたので、時々ならいいが、毎回木曜日というのは、やめていただきたい。

<会長>

毎回木曜日は困るということを、事務局は記録しておいてください。時々、曜日や時間帯を変えながらできればと思います。

それでは、第2回の市民会議の開催は、8月23日に、同じ時間帯で開催したいと思います。

<事務局>

開始時間は、午後6時半からということでよろしいですか。会場はこの会場で、午後6時半から開催をさせていただくということで準備をさせていただきたいと思います。2回目の開催については、事務局から皆さんに御案内の文書を差し上げます。また、会長さんのメール等の件につきましても、合わせて近々皆さんにお知らせしたいと考えておりまいすので、よろしくお願いします。

<委員>

条例というのは、本当に手がつけられないようなものだろうと思うのですが、今ある 条例との関連性もあると思います。様々な条例の関連性を我々で探すのは不可能です。 そのあたりは何十年も条例に取り組んでいる事務局が、基本的にこういう事があります よと出してもらわないと。委員の中でも条例を見られた方というのは少ないと思うので、 能率が上がる資料提供をお願いしたい。

<会長>

よろしいでしょうか。

<委員>

次回の開催が8月23日ということに決まったわけですが、まだ1月以上あるので、次回の会議のテーマを知っておくと勉強もできます。委員皆さんが、そういう事も必要ではないかと感じました。勉強してきたら、それぞれ意見が出ると思う。次は、それぞれが条例の目的を考えてきたら、ある程度、皆さんがこういう条文にしたらとか、こういう文言にしたらどうかとかお互いの知恵として出てくると思う。そういうことを24人が全員集まって、ある特定の人が発言するのではなくて、グループ分けして、グループがそれぞれ話し合えばいい。発表して、それをみんなで聞いて、最後に会長さんまとめると。そういう事をやったほうが上手、合理的に、効率的にできると先ほど提案した次第です。

<会長>

わかりました。そのうちグループをつくらないといけない時期がきますので、次回は 山口市の現状や条例について少し話を聞きたいと思います。

8月8日、9日で研修もありますので、そういう事を学びながら進めましょう。

また、代表的な条例は、いずれ委員の方々に見てもらい、事前に勉強してもらうこと になると思います。

本日は、遠くから来られた方もいらっしゃいますから、これで会議を終わりたいと思います。

今日は最初の顔合わせです。みんなで議論しながら、自分たちが学びながら理解し、 学びながらつくっていく。そして同時に広報活動として、皆さんの近くにいる人たちに 山口市がどうあったらいいのかということを口コミみたいな形で拡げていく。これから は今までみたいに行政がやってくれるのを待つのではなく、市民が考え、参画して、ま ちづくりしていく時代に入っているのだということ、したがって今回のまちづくり条例 もこの方向で作成していくことになるかと思います。山口市の中でも、今までこういう のはなかったと思います。私たち自身がお互い協力し合いながら、条例づくりの役割を 果たしていただきたいと思います。宜しくお願いします。

事務局から、次回に向けて何かありますか。

<事務局>

次回の内容については、8月に入りましたら研修会もあります。皆さんの御意見等も あろうかと思いますので、会長さんや副会長さんとも御相談させていただきながら内容 等を決めさせていただければと思います。以上でございます。

<会長>

今日は、お一人おひとり意見を言ってもらう時間が持てなかったのですが、できるだけ考えられたこと、気になったことを書き留めておいてください。そうした疑問を何でもいいですから、少しずつ答えが出せていければと考えています。これが正に協働・共生ということに繋がると思います。

私たちが求めるのは、この「まち」を本当に住みやすい、幸福な社会していくことなのです。これまでは行政に地域社会づくりをやってきてもらった。すると、何でもかんでも要求する人まで現れてしまった。ですから、私たちの仕事の中には、自分たちでやらないといけない部分を明らかにし、行政にやってもらう部分と自分たちがやる部分の棲み分け等をきちんと分かっていくこと、とにかく私たちが目指すことは、トラブルなく、お互いが住みやすい地域社会や、あるいは社会をつくっていくのだと思います。この市民会議の議論を活かし、住みやすい山口市を皆さん方と一緒に考えていきましょう。

今日はそんなところで、議長役を終わらせていただきます。みなさんがたの意見を反映しながら、「みんなで良いもの」をつくっていきたいと思います。

今日はこれで終わりたいと思います。事務局のほうへお返しいたします。

<事務局>

それでは、4点ほど連絡させていただきます。

1つ目ですが、本日、中央駐車場を利用された委員さんで、駐車券を受け取られていない方は、後ほど申しつけてください。駐車券を用意しております。

2つ目ですが、お渡した名札は、次回以降も持参いただくようお願いします。

3つ目ですが、懇親会の御案内を配布しております。8月9日に、委員相互の親睦を 深めるため、懇親会の開催を考えています。研修会への出欠と合わせて、懇親会の出欠 の確認もさせていただきたいと思います。7月31日までに、事務局宛にメールか、お 電話で御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆さんと傍聴されている皆様にお願いでございます。この 庁舎から出られるときは、1階の宿直室の前を通って退出してください。退出される際、 委員受付名簿、または傍聴人受付名簿の御自分の欄に、退出時の時刻の記入をお願いい たします。

以上でございます。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。

皆さん、お疲れ様でした。

以 上

	会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。
	署名委員 正 二
	署名委員 坂 本 俊 彦
会議資料	1 レジュメ 2 委員名簿 3 座席表 4 市民会議委員自己紹介シート 5 (仮称) 山口市まちづくり基本条例の策定について
問い合わせ	自治振興部協働推進課協働推進担当
問い合わせ 先	自治振興部協働推進課協働推進担当 TEL 083-934-2965